

「三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部改正案（中間案）」に対する  
意見記入様式

作成者（所属）：三重県生活協同組合連合会  
食の安全委員会  
（氏名）：事務局長 岡本一朗

該当箇所	意見
① 前文	意見はありません。
② 第二条第四号	意見はありません。
③ 第五条第三項	意見はありません。
④ 第五条の二	「食品関連事業者団体による食の安全・安心確保に積極的な役割」とあります。食品関連事業者だけでなく、団体の役割を明記したことに賛成します。ただ、「積極的な役割」だけでは役割の内容が曖昧であることから、具体的な内容を明記することを要望します。
⑤ 第二十二條	第二項では食品関連事業者の県への申出が努力規定として新設されましたが、申出を受けた後の県の対応を明確にすることが必要だと考えます。  また、県に対する申出に内部告発も含まれるとすれば、事業者が通報しやすい環境を整備することが必要であり、その旨も明記することを要望します。
その他	意見はありません。